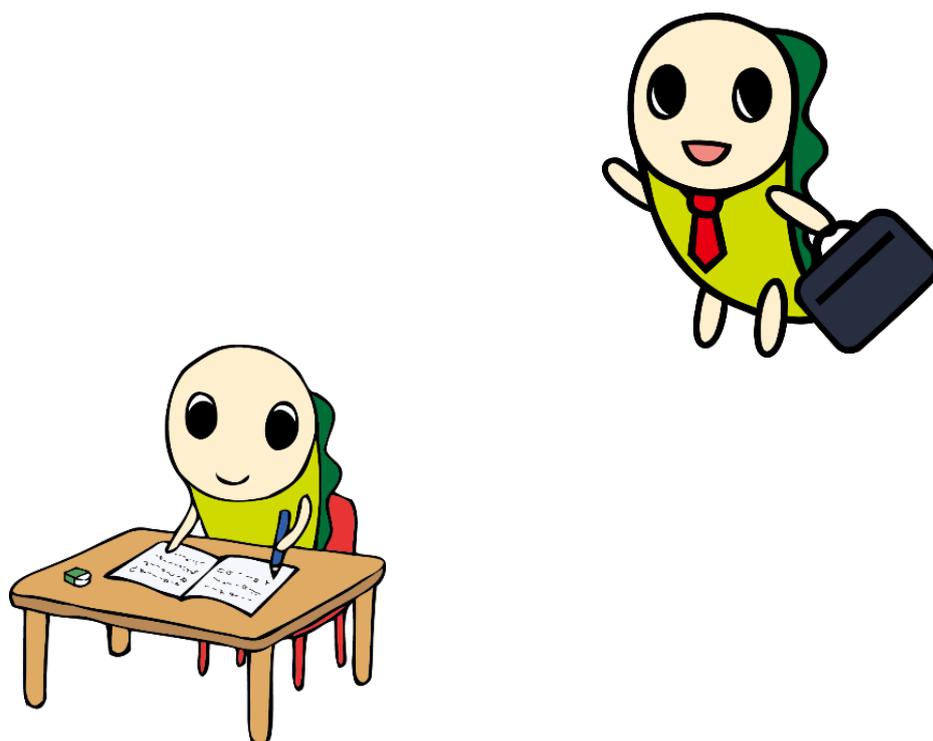

事業別行政コスト計算書

令和6年度



杉並区

■ 事業別行政コスト計算書とは

事業別コスト計算書は、区民に身近な行政サービスについて、1年間のコストと、それがどのような収入で賄われたか、また、利用者1人当たり等の単位コストはいくらになるのか、などを示しています。

計算書では、現金収支のほか、退職手当引当金繰入や減価償却費といった、決算だけでは見えないコストの把握をすることができます。コストに対して利用者が負担する使用料等の収入を示すことで、税としての区民全体の負担の状況が明らかになります。

■ 作成目的

本コスト計算書は、以下3点を主な目的として作成し、区民の皆さんに公表するとともに、今後の事業の見直しや改善等に活用します。

- ① 現金収支のほか、決算では見えない減価償却費等を含めたコストを明らかにする。
- ② 当該事業にかかる行政サービスと受益者負担の関係や、税としての区民全体での負担状況を明らかにする。
- ③ 利用者1人当たり等、単位ごとのコストを明らかにする。

■ 作成基準

○対象会計範囲

一般会計（令和5年度決算額）

○コストの基準日

令和6年3月31日

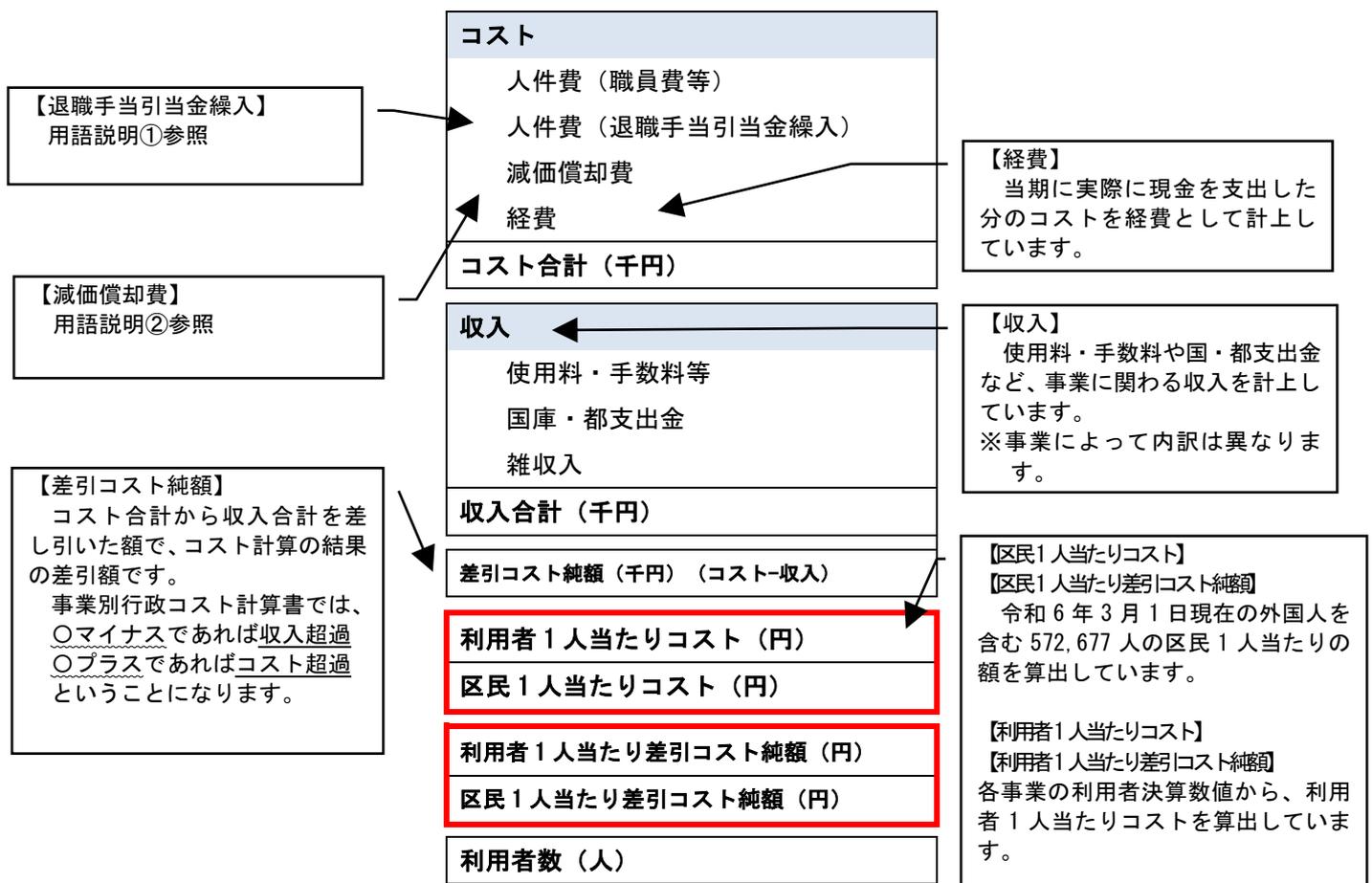
○コストの範囲

現金収支のほか、退職手当引当金繰入や減価償却費といった、現金収支を伴わない経費を対象としています。

－ 目次 －

○事業別行政コスト計算書の見方	．．．	P1
○中小企業勤労者福祉事業	．．．	P2
○生活困窮者等自立促進支援事業	．．．	P8

■ 事業別行政コスト計算書の見方



※数値については、原則として四捨五入をしているため、合計が合わない場合があります。

■ 用語説明

① 退職手当引当金繰入

退職金のコストは、職員の在職期間中に発生しているという発生主義に基づいて、毎年退職金を積み立てる想定で引当金を算出しています。

② 減価償却費

建物や物品など、長期にわたって使用される資産の取得に要した支出を、その資産の耐用年数に応じて分割し、コストとして計上したものです。例えば、耐用年数10年の物を100万円で購入した場合、翌年度から毎年10万円ずつ減価償却費として計上されます。

中小企業勤労者福祉事業



区内中小企業等に勤務する勤労者と事業主を対象とした勤労者福祉事業(給付金、レジャー、健康、自己啓発などの福利厚生事業)を、杉並区、豊島区、北区、荒川区の4区からの補助金で運営する一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターにおいて実施しています。

4区が共同で勤労者福祉事業を実施することで、加入した会員に対して、スケールメリットを活かした福利厚生サービスの提供を行っています。

●事業プロフィール

- ・ 事業主管課 産業振興センター
- ・ 事業開始 平成30年4月に次の対象機関に加入
- ・ 対象機関 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター
- ・ 杉並区の参加事業所数、
会員数 537事業所、1,838人(令和6年3月31日現在)

- 入会資格 区内中小企業(従業員数500人以下)の事業所や商店などが対象
- 入会金・会費 入会金1人200円、会費1人500円(月額)
- 福利厚生事業 レジャー(レジャー施設等の各種チケットあっせん)、給付金、健康維持増進プログラム、自己啓発プログラム、補助券・割引券配布、会員証提示割引など、各種お得なサービスを実施しています。

令和5年度のコスト

◇事業全体のコスト 2,697万9千円

◇会員1人当たりのコスト 14,679円

◇区民1人当たりのコスト 48円

収入で賄うことができないコスト (税による負担額)

※収入がないため左記と同じ金額です。

◇事業全体のコスト 2,697万9千円

◇会員1人当たりのコスト 14,679円

◇区民1人当たりのコスト 48円

◇ 『中小企業勤労者福祉事業』 行政コスト計算書

コスト ★	令和4年度	令和5年度
人件費（職員費等）	1,182	1,200
人件費（退職手当引当金繰入）	56	57
補助金	24,813	25,722
コスト合計（千円）・・・①	26,051	26,979
収入 ★		
国庫・都支出金	0	0
その他の収入	0	0
収入合計（千円）・・・②	0	0
差引コスト純額（千円）（①－②）・・・③	26,051	26,979
会員1人当たりコスト（円）（①÷④）	13,784	14,679
区民1人当たりコスト（円）（①÷⑤）	46	48
会員1人当たり差引コスト純額（円）（③÷④）	13,784	14,679
区民1人当たり差引コスト純額（円）（③÷⑤）	46	48
会員数（令和5年/同6年 各3月31日現在）・・・④	1,890	1,838
杉並区人口（令和5年/同6年 各3月1日現在）・・・⑤	570,294	572,677

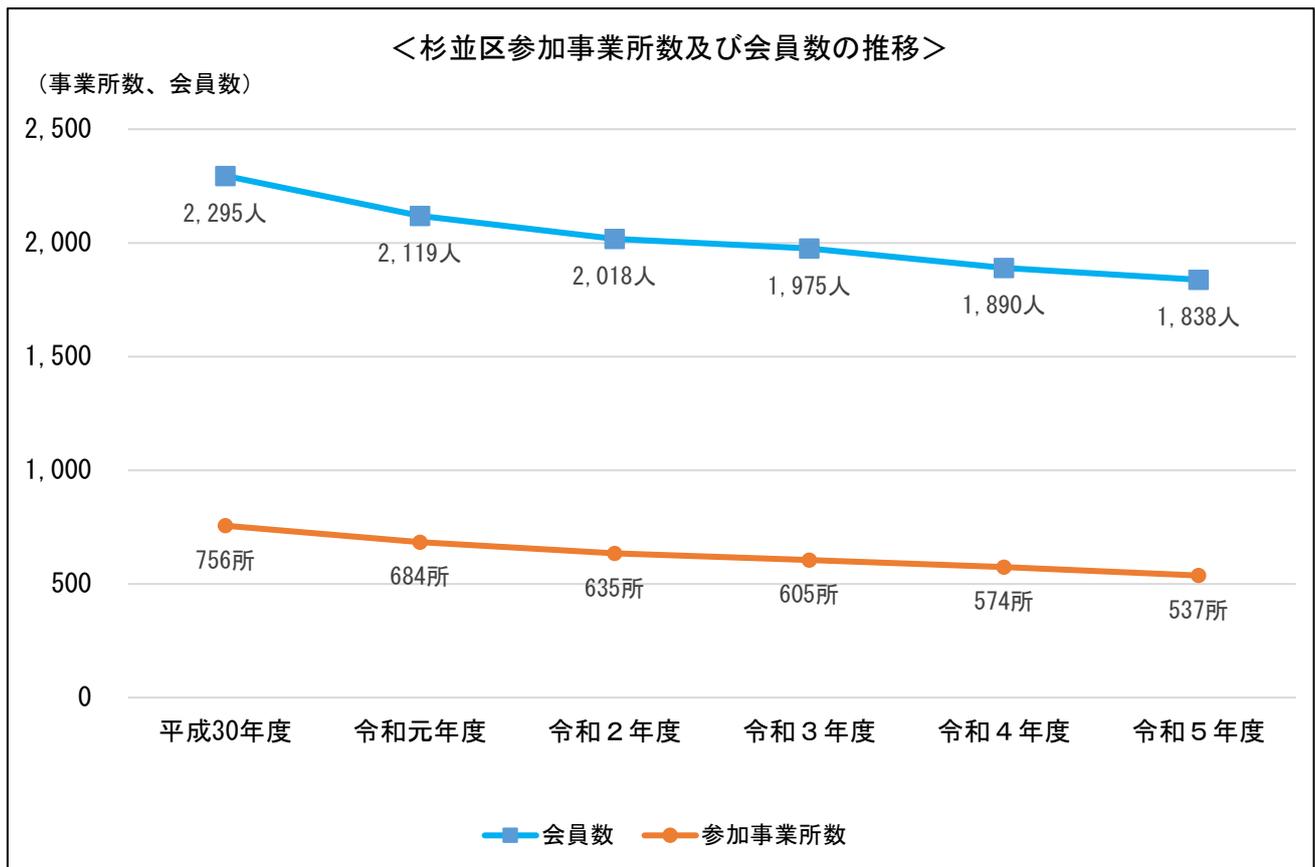
- 令和5年度の事業全体のコストは2,697万9千円、本事業に係る区の収入がないため、税負担額を表す差引行政コスト純額は2,697万9千円となりました。
- 会員1人当たりの差引コスト純額は14,679円、区民1人あたりの差引コスト純額は48円となりました。

★補足

行政コスト計算書の作成にあたり、コストと収入を以下のとおり整理しています。

種類	内訳
人件費	中小企業勤労者福祉事業にかかる産業振興センター職員分
国庫・都支出金	中小企業勤労者福祉事業にかかる国・都からの補助金
その他の収入	中小企業勤労者福祉事業にかかるその他の収入

◇中小企業勤労者福祉事業の状況について



- 平成 28 年 4 月、杉並区が運営してきた中小企業勤労者福祉事業について、杉並区行財政改革推進計画に基づき運営方法及び事業内容の見直しを検討した結果、平成 30 年度から豊島区、北区、荒川区が共同で設立していた一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター（現、一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター）に加入することで、スケールメリットを活かした運営の効率化及びサービスの向上を図ることとしました。
- 平成 30 年度、杉並区が一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに加入した当時の杉並区の参加事業所数は 756 事業所、会員数は 2,295 人でした。杉並区が加入したことで、一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターの事業規模が拡大し、杉並区会員だけでなく他 3 区で、会員の美術展等の展覧会の斡旋をはじめ、サービス利用数が増加しました。
- 令和元年度は、年度末に新型コロナウイルス感染症の影響による廃業や経済的事情等による退会もあり、684 事業所、会員数は 2,119 人に減少しました。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等の発令の影響で、新規入会事業所が減少し、廃業や経済的事情等によって退会する事業所も増え、年度末時点で 635 事業所、会員数は 2,018 人まで減少しました。また、多くの福利厚生サービス事業が中止・延期・規模縮小での実施となりました。

- 令和3年度も引き続き、都内で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されましたが、9月には感染者が減少し緊急事態宣言が解除されました。しかし、12月下旬から翌年3月にかけてオミクロン株による急激な感染拡大に見舞われました。この影響で廃業や経済的事業等による事業所の退会が続き、年度末時点で605事業所、会員数は1,975人となりました。需要が減少した映画、コンサート、宿泊補助等の予算の一部を、図書カードや商品券の販売等の会費還元策に使うなどの対応を行いました。
- 令和4年度には、新型コロナウイルス感染症の感染者は減少傾向となったものの、6月下旬以降、オミクロン株の感染者が急速に増加しました。さらに、ロシアによるウクライナ侵略等を背景として、エネルギー価格が高騰する事態となり、事業所からは経営が苦しいといった声が聞かれるようになりました。年度末時点で加入事業所は574事業所、会員数は1,890人となりました。
- 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、物価高騰等の影響はあるものの、会員サービスの需要は概ね回復しました。一方で、新規入会事業所数が増えず、廃業や経済的事業等による事業所の退会により、令和6年3月末時点で537事業所、会員数は1,838人まで減少しました。
- 令和5年度末時点の杉並区の加入事業所及び会員数は、平成30年度に一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに加入した当時に比べて、219事業所(▲29%)、会員数は457人(▲20%)減少しました。

＜令和5年度後半に実施した杉並区会員へのアンケート調査結果＞

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに加入する以前から継続利用している杉並区会員に対して、サービス満足度や要望・不満点を把握し、今後の取組の参考とするため、アンケート調査を実施しました。アンケート調査の詳細と調査結果は以下のとおりです。

1 アンケート対象の規模

- (1) 旧財団法人杉並区勤労者福祉協会から継続利用している419事業所1,314会員
(※令和5年11月29日時点)
- (2) 杉並区勤労者福祉事業(平成24年度以降)から利用している11事業所213会員
(※令和6年1月19日時点)

2 実施期間

令和5年11月から令和6年2月末まで

3 回答率

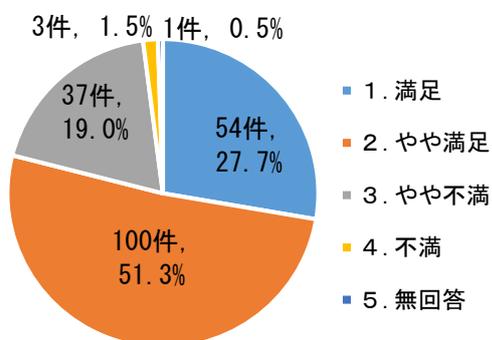
45% (195/430事業所)

4 質問項目

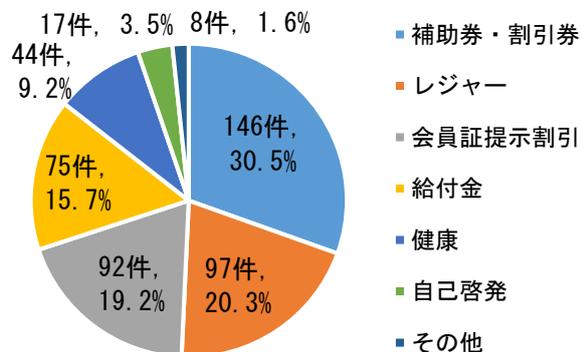
- (1) フレンドリーげんきのサービスの満足度と、その理由や具体的内容をお答えください。
- (2) 今後、充実、新設してほしいサービスはありますか(複数選択可)。
- (3) よく利用しているフレンドリーげんきのサービスは(複数選択可)。
- (4) その他、意見・要望があればご回答ください。

5 結果集計

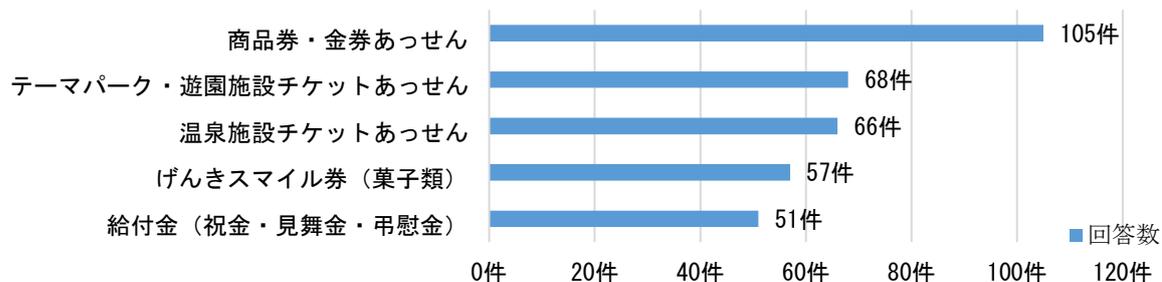
(1) 満足度



(2) 充実・新設してほしいサービス（複数選択可）



(3) よく利用されているサービス（複数選択可）（上位5位）



(4) 自由意見（抜粋）

- ・今後もこれまで通り運営してほしい。
- ・とても安く利用できるので活用させていただいて助かっています。
- ・デジタル・アプリ版で利用しやすいようにお願いします。
- ・図書券、クオカード等、使いやすいサービスはうれしいです。
- ・日帰り温泉券と食事券を利用できる施設が増えるとうれしいです。
- ・他区のサービスは利用する機会がめったにない。サービスが広域化以前より減った感じがする。
- ・世間にある大手の福利厚生サービスとは異なる、地元事業所のサービスや商品を日々の生活の中で利用できるようにしてほしい。
- ・杉並区独自のサービスはうれしい。
- ・今のサービスのさらなる拡充とワクワク感のある企画をお願いします。

◇今後に向けて

- 小規模な事業所が単独で福利厚生の実現を図るには、従業員の事務負担や経費の面から限界があります。
- 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターでは、主に小規模な事業所を福利厚生の面から支援し、従業員の離職率の低下や健康増進、やりがいの向上などのプラスの効果を生み出すとともに、生産性の向上や業績アップに繋げていきたいと考えています。
- しかし、廃業や経済的事象等による事業所の退会により会員数が減少していることから、サービスの利用状況やアンケート調査の結果等から利用の多いサービスを分析し、会員のニーズに応じた魅力あるサービスの充実を図っていきます。
- また、スマートフォンやパソコン等を活用し、場所・時間を選ばずサービスの利用ができるよう、手軽に福利厚生サービスにアクセスしやすくするためのオンラインプラットフォームの構築や、利用サービスのキャッシュレス化など時代に即したサービスのDX化に向けて検討を進めていきます。



生活困窮者等自立促進支援事業



くらしのサポートステーション(生活自立支援窓口)では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。子どもへの支援については、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

●事業プロフィール

- ・事業主管課 杉並福祉事務所生活自立支援担当課
- ・事業開始 平成27年4月
- ・対象者 生活困窮者又は日常生活及び社会生活に課題があり、将来的に生活困窮者になるおそれのある者
- ・根拠法令 生活困窮者自立支援法、杉並区生活困窮者自立支援事業実施要綱、杉並区子どもの学習支援及び居場所づくり等事業実施要綱、杉並区住居確保給付金支給事業実施要綱

・主な実施事業

■自立相談支援業務

生活自立支援窓口「くらしのサポートステーション」では、生活困窮者等の相談支援事業として、相談を受け課題を把握して作成した支援プランをもとに、本人の状況に応じて計画的に支援する伴走型の支援を行っています。

■子どもの学習支援・居場所事業

貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯の子どものほか、不登校などで学習困難な状況にある子どもを対象に、学習支援や社会性の獲得に向けた支援を行います。

■住居確保給付金の支給

失業等により住居を失う恐れのある方に対し、一定期間の家賃分の給付により、就職活動を支援しています。

令和5年度のコスト

- ◇事業全体のコスト 1億3,129万円
- ◇対象1件当たりのコスト 5,564円
- ◇区民1人当たりのコスト 229円

収入で賄うことができないコスト (税による負担額)

- ◇事業全体のコスト 4,950万円
- ◇対象1件当たりのコスト 2,098円
- ◇区民1人当たりのコスト 86円

◇ 『生活困窮者等自立促進支援事業』 行政コスト計算書

コスト ★	令和4年度	令和5年度
人件費（職員費等）	27,131	27,513
人件費（退職手当引当金繰入）	1,368	1,391
減価償却費	0	0
経費	193,413	102,385
コスト合計（千円）・・・①	221,912	131,290
収入 ★		
国庫	149,631	81,794
収入合計（千円）・・・②	149,631	81,794
差引コスト純額（千円）（①－②）・・・③	72,281	49,496
対象1件当たりコスト（円）（①÷④）	9,404	8,175
区民1人当たりコスト（円）（①÷⑤）	389	229
対象1件当たり差引コスト純額（円）（③÷④）	3,063	3,082
区民1人差引コスト純額（円）（③÷⑤）	127	86
対象件数（令和5年/同6年 年間件数）・・・④	23,597	16,059
杉並区の人口（令和5年/同6年 各3月1日現在）・・・⑤	570,294	572,677

- 令和5年度の事業全体のコストは1億3,129万円、収入は8,179万円、税負担額を表す差引行政コスト純額は4,950万円となりました。
- 対象1件当たりの差引コスト純額は3,082円、区民1人当たりの差引コスト純額は86円となりました。

★補足

行政コスト計算書の作成にあたり、コストと収入を以下のとおり整理しています。

種類	内訳
人件費	事業に携わる生活自立支援担当職員の人件費
経費	施設維持管理費、委託費、住居確保給付金の扶助費、
国庫・都支出金	生活困窮者等自立促進支援事業に係る国・都からの補助金

◇生活困窮者等自立促進支援事業の各種取組にかかるコスト内訳

令和4年		自立相談支援業務	子どもの学習支援事業	住居確保給付金
事業コスト				
	人件費(職員費等)	8,322	8,322	10,488
	人件費(退職給与引当金繰入)	1,368	0	0
	減価償却費	0	0	0
	経費全体	72,171	6,361	114,881
	コスト合計(千円)	81,861	14,683	125,368
対象1件当たりコスト(円)		4,164	8,926	54,722
区民1人当たり行政コスト(円)		143	26	220
収入				
	国庫・都支出金	60,290	3,180	86,160
	その他の収入	0	0	0
	収入合計(千円)	60,290	3,180	86,160
差引行政コスト純額(千円)		21,571	11,503	39,208
対象件数		19,661	1,645	2,291
杉並区の人口		570,294		
対象1件当たり差引行政コスト純額(円)		1,097	6,993	17,114
区民1人当たり差引行政コスト純額(円)		38	20	69

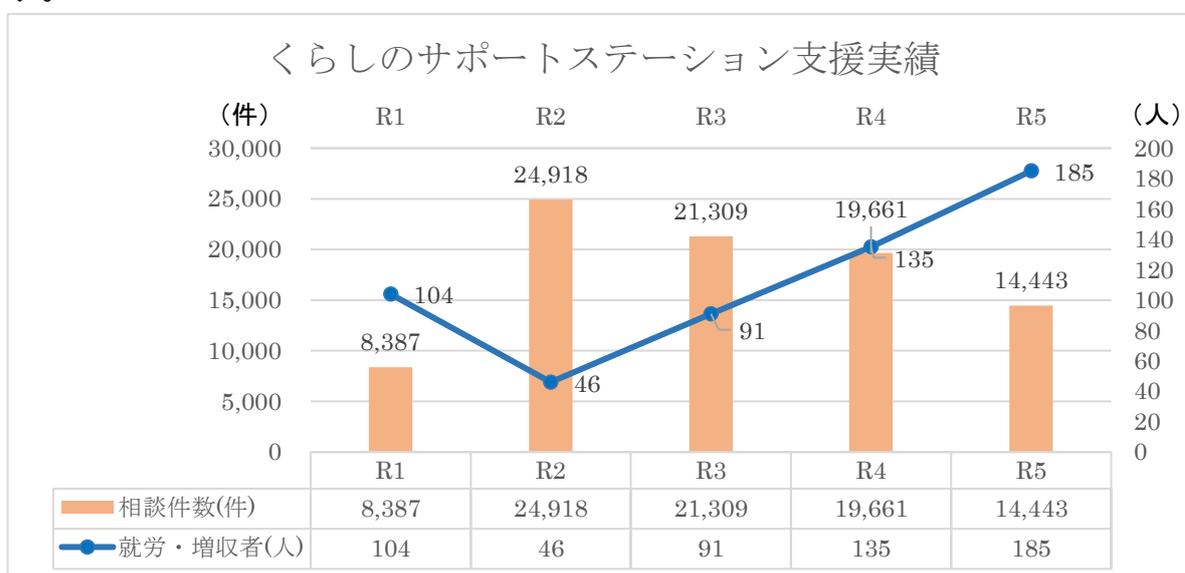
令和5年		自立相談支援業務	子どもの学習支援事業	住居確保給付金
事業コスト				
	人件費(職員費等)	8,379	8,379	10,755
	人件費(退職給与引当金繰入)	1,391	0	0
	減価償却費	0	0	0
	経費全体	70,267	6,547	25,572
	コスト合計(千円)	80,037	14,927	36,326
対象1件当たりコスト(円)		5,542	13,387	72,507
区民1人当たり行政コスト(円)		140	26	63
収入				
	国庫・都支出金	59,342	3,274	19,179
	その他の収入	0	0	0
	収入合計(千円)	59,342	3,274	19,179
差引行政コスト純額(千円)		20,696	11,653	17,147
対象件数		14,443	1,115	501
杉並区の人口		572,677		
対象1件当たり差引行政コスト純額(円)		1,433	10,451	34,226
区民1人当たり差引行政コスト純額(円)		37	20	30

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、令和2年度に対象件数が急増しましたが、以降は徐々に減少しています。
- 事業費は年々縮小しているため区民1人当たりの行政コストは下がってきていますが、対応件数が減少しているため、対象者1人当たりのコストは大きくなってきています。
- 住居確保給付金の支給事業は、感染症による特例措置等が終了したことに伴い、件数が大幅に減少し、支出とそれに伴う国庫支出金による収入が共に減少しています。

◇現在の傾向

- 「くらしのサポートステーション」では、住民に寄り添う相談活動をベースに支援プランの策定を積極的に行ってきました。就労支援についてもウェルファーム杉並館内にハローワークや就労準備支援の窓口があることから効果的な連携ができています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響等を背景に令和2年度の相談件数は過去最高の24,918件でした。以降減少し、令和5年度は14,443件となりました。こうした相談件数減のなかでも3年連続で支援プラン作成数、就労自立者数、増収者数いずれも増加しました。これは社会的規制がなくなり経済状況が好転しているとともに、対象者の課題に的確に寄り添った伴走型支援を続けてきた成果が表れているものです。



- 子どもの学習支援・居場所事業では居場所事業の充実を図るとともに、定期試験対策、高校受験対策にも力を入れたことにより、全員が高校進学を果たすことができました。
- 住居確保給付金も同じく新型コロナウイルス感染拡大の影響等を背景に令和2年度の支給月数は12,704月分と前年比の76倍となりましたが、以降減少し、令和5年度は501月となりました。

	R1	R2	R3	R4	R5
住居確保給付金 (支給月数)	166	12,704	6,040	2,291	501

◇今後に向けて

<自立相談支援業務>

- 自立相談支援業務では、相談件数が減少傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染拡大前の相談件数を上回っている状況です。また、法改正により、令和7年度から、新たに明記される「居住支援」「特定被保護者の支援」に取り組むため、住まいの相談支援員を配置するなど、体制の強化を図ります。
- 支援につながりにくい人に対するアプローチが課題となっており、出張相談、街頭相談をはじめ、アウトリーチの取組を充実させていく必要があります。そのため、町会・自治会等地域組織、社会福祉法人の病院、民生委員・児童委員との連携を図り窓口の周知に努めます。

<子どもの学習支援>

- 子どもの学習支援・居場所事業については、現在、区内1か所で実施しています。しかし、遠くて通えないといった意見もあることから、今後は地域のバランスに配慮しながらサービスの拡充に向けた検討を進めていきます。

<住居確保給付金>

- 住居確保給付金については、令和7年度から転居費用の支給が新設され、低廉な家賃の住居に転居する場合にかかる初期費用等の支給が始まります。そのため、困窮者に対して適切な支援が出来るよう、国の動向を注視し、準備を進めていきます。

<新たな取組>

- これまでは様々な相談類型の一つとして、くらしのサポートステーションがひきこもりに関する相談を受けていましたが、今般新たに都がひきこもり支援のガイドラインを作成し、就労や自立をゴールとしない支援を行うことが示されました。その状況を踏まえ、当事者一人ひとりに寄り添った支援を行う「ひきこもり」に特化した専門相談体制を構築していきます。
- 当事者の居場所事業や、家族会への支援、地域の理解者を増やす「ひきこもりサポーター養成講座」を通じて、当事者や家族が安心して暮らせる施策を整えていきます。令和6年度にプロポーザルによる事業者の選定を行い、令和7年度からの事業開始を目指します。

事業別行政コスト計算書
令和6年度

登録印刷物番号

06 - 0060

令和6年9月発行



杉並区役所

政策経営部財政課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

● この冊子は、再生紙を使用しています。

みどり豊かな
住まいのみやこ